第３回　豊川市高齢者福祉計画策定委員会議事録

日時：平成29年８月23日（水）

午後1時30分から

場所：中央図書館　集会室

出席委員

　　１２名（敬称略）

　　大河一夫、伊藤充宏、井上和彦、橋本泰宏、竹下一正、白井勝、平田節雄、

　　野澤定一、河合洋史、青山勝徳、清水サチ子、佐藤正代

事務局

介護高齢課　　　高橋課長、内藤主幹、岡本補佐、近藤補佐、

　　　　　　　　安藤係長、松山係長、今泉専門員

事務局

１　あいさつ

会長　あいさつ

●事務局：配布資料の説明

２　報告事項

（1）介護支援専門員及び団体アンケート結果について（資料１、２）

●事務局：（1）介護支援専門員及び団体アンケート結果の説明

会　長：それでは資料１・２について何か質問はあるか。

委　員：アンケート結果について、医師会として積極的にすぐに取り上げてくれということか。

事務局：12ページについてのことだと思うが、実際に医師との連携ということになりますと、例えば、ケアマネタイムの設定等、いろいろと工夫してもらってはいる。今後とも地域包括ケアの中で、より連携しやすい方法を、工夫をしながら一緒にやっていただけたらと考えており、この結果に基づいて、すぐに結論を出したいということではない。

委　員：しかし、こういう意見が出ているということは、医師会にどんどんお知らせしていった方が良いと考える。

委　員：ほいっぷネットワークを使った形で医師との連携が以前より取りやすくなっているのは事実である。ただ、在宅訪問診療を受けている方については、ほいっぷネットワークを使って連携をとっている方が多いが、一般に通院されている要支援・要介護状態の方たちとほいっぷを通じての連携は十分に取れていないのではないか。訪問診療をやっている先生だけがほいっぷに入っていただくのではなく、医師会の先生全員が入っていただいてほいっぷを理解していただき、ケアマネや事業者との連携が必要だと思っていただけたらと考える。今後はそういう方向性に向けて我々も動いていかなければいけない。

委　員：医師会にも今の意見は取り上げさせていただく。

（2）地域包括ケアシステムについて（資料３、４、７）

●事務局　：（2）地域包括ケアシステムについての説明

会　長：何か質問はありますか。

委　員：東三河の中間報告について、もう少し詳しく説明してくれると分かりやすくてよかった。東三河全体で地域包括ケアシステムを考えるのではなくて、個々の市町村で考える形で、それをつなげて東三河の輪にしてくということなので、それを説明してもらえるとよかった。

委　員：資料７の27ページの一番下のところで、「これまで高齢者のみを対象に進めてきた地域包括ケアの対象を障害者や児童等にも拡大する」ということで、地域共生社会のことがありますが、実は今までも国は共生型サービスを認めてきている。特に小規模多機能に関しては、障害者の受け入れも可能だと言っている。それに対して市町村がその市町村の持っている障害者の受け入れの状況を考えて許可を出すかどうか決めるということになっているが、今まで豊川市はそれをしてこなかった。しかし、共生型サービスが出てきたということで、それはオープンにしていく形になるのか。

事務局：「我が事、丸ごと」地域共生社会という考え方が国の方から示されている。これについては、平成33年度、時期に関しては今回と次期の計画をまたぐが、その頃になると国の方からも情報が発信されて来ると考えられるため、計画期間中にそういった情報を収集していき、第８期以降に対応できるように準備していきたいと考えている。

事務局：資料３・４については、今質問のあった平成33年度から始まっていく内容については一切書いていない。以前にも委員からご質問があったと思う。国の方では共生社会の実現に向けた取組というものの法律改正があり、進めていくということであるが、広域連合の方ではそこまでの議論が成熟されていない。また、豊川市の高齢者福祉計画の計画期間が平成30年から35年の６年間となっており、その中で中間地点であります平成33年度に向けて必要であれば、中間見直しをして広域の介護保険事業計画に沿った内容にしていくというような形のことを考えている。今、広域連合の方でそこまでのことを書かれていない中で、計画期間も６年間である中で、今後のことについてどこまで載せるかは再度事務局の方でも検討する。

会　長：今のことは資料７の骨子案の４ページの計画期間を見ると市の考え方が分かる。

（3）豊川市の日常生活支援・総合事業について（資料５、６）

●事務局　：（3）豊川市の日常生活支援・総合事業についての説明

会　長：今の説明で理解ができたかどうか。

委　員：基本チェックリストについては、老人会はふれあいセンターでやっているが、それ以外はどういったところでやっているのか。

事務局：基本的には、74歳、77歳、80歳のそれぞれの年に基本チェックリストをお送りしている。

会　長：その年齢になる方にはご案内があって、なおかつ老人会等にもご案内がある。何か老人会からリクエストはあるか。

委　員：ふれあいセンターを利用していない老人会はチェックリストはやれないということか。

事務局：老人会の方からこういった説明をしてくださいということであれば、出前講座という形でご説明に伺うことはできる。

委　員：すべての団体（128団体）がふれあいセンターに行っていないため、すべての方がやれるようにするとよい。

委　員：基本チェックリストは、要介護認定と同じようなイメージを持っていますがどうでしょうか。

事務局：74歳、77歳、80歳と言ったが、要介護認定を受けられている方は除いており、認定を受けていない方が対象。年齢の考え方は、65歳は元気な方がほとんどで、75歳を過ぎると介護保険のサービスを利用する方が増えてくる。今までは豊川市でも65歳、68歳、71歳と３年ごとに実施していたが、75歳を過ぎると介護サービス利用者が増えてくるということで74歳からにした。まずは自分でチェックをし、予防的なことをやっていった方がいいという結果になれば、市の方からこういうことに参加すると自立した生活を続けることができますという案内を送っている。そうすることによって、事業の対象者になったり、一般予防事業を知ってもらったりしている。

事務局：チェックリスト回答者の３割ぐらいが該当者となる。そういった方には介護予防教室のお知らせや、希望する方には高齢者相談センターが訪問をし、必要なサービスに結び付けている

委　員：一般介護予防事業が65歳対象ということで、個人にお知らせをすることも必要だが、やはりある程度町内会等の地域に配って、回覧をしたりして、老人会や町内会などの横の連携を取って、対象者を把握することが必要である。

事務局：一般介護予防事業の中には、それぞれの地区でやるときには町内会にも声をかけている。回覧板などにも案内を入れたりして、町内会の協力を得ている部分もある。今後も教室を開催するときは町内会の協力を得ながら進めていきたいと考えている。

委　員：実際に町内会の加入率はどれぐらいか。

事務局：町内会の加入率は平成29年４月１日現在、市内186町内会があり73.2％である。

委　員：それは傾向として減っているのか。

事務局：その前の年は74.１％で、年々減少傾向にある。

委　員：一戸建ての方は加入するが、アパートなどは難しい。73％と言っても持ち家の人はかなり高いのではないか。アパートなどに住んでいる人をどのように加入させるかが問題だと考える。

委　員：総合事業の訪問介護の中で地域型訪問サービスの利用者などはどれぐらいいるのか。

事務局：４月から事業として開始したが、残念ながら今の段階で利用者はいない。先月利用したいという相談はあったが、結局は利用しなかった。年度当初の予定としては、年間で20人ぐらいを予定している。

委　員：受入れ方が悪いのか。

事務局：新しいサービスのため、サービスの調整をするケアマネジャーにも原因がある。今後も対応について協議して利用に結び付けたいと考えている。

委　員：シルバーさんのサービスを要介護者まで対象にしたサービスに育てていってもらえたらありがたい。

事務局：ワンコインサービスは、広く一般にも利用されている。

委　員：総合事業はとてもいいサービスになると思いますが、気が付くかなというところが一番の問題で、例えは老人会に入っている人の特典として、はぐみんカードのようなもので、老人会と連携して広めていくといいのではないか。

事務局：関係団体の調査報告書にそういったご意見があったと思うが、現在、広域連合の方では蒲郡市だけがやっているボランティアポイント制度というものがある。高齢者の方がボランティア活動をするとポイントがもらえて割引のサービスが利用できたりするもので、広域で有用と判断されれば全市に広げていけることも考えられる。

委　員：蒲郡市のサービスは若干サービスの意味が違っており、老人クラブに入ってもらうための施策としての取り組み案は何かないか。

事務局：老人クラブ事務局と連携し、魅力的な事業を展開していく取組みや、現在実施している事業を広く宣伝することも必要と考える。

３　協議事項

（1）豊川市高齢者福祉計画骨子（案）について（資料７）

●事務局　：（1）豊川市高齢者福祉計画骨子（案）についての説明

会　長：ありがとうございました。何かご意見がございましたらお願いします。

委　員：第７章のところで、介護人材の確保と定着とあるが、ここで感じるのは現場を預かる立場の方からすると、良い制度、良い計画、新しい施設が出来上がっても、介護にかかわる人材が確保されていないと、トータル的に見て介護保険制度が運営できるかと言うとできない。介護職不足は全国的な傾向だが、施設側としても大きな課題と認識している。労働人口は減少し、介護が必要な人は増えるので、施設側としては今就職している人は、退職しないような施設、これから安定的に人材を確保していくことはとても大事なことである。具体的には広域的なものが示されてくるとは思うが、広域は広域で、自治体にはそれぞれの自治体で人材というものをいかに確保していくかということを十分認識していただきたい。

事務局：39ページにあります、○介護人材の活用促進、○シニア人材の活用促進ということで、いずれも広域連合で実施ということになっている。人材育成については、広域連合のみでやるように見えるが、今の介護保険事業計画を広域連合で作っている状況においては、人材育成については、広域連合で独自に新規の事業として立ち上げて実施をしていこうということで計画に位置づけしている。皆さんにお渡ししている資料４の47ページのところが、広域連合の事業として計画に載せていくものになっている。一番下を見ていただくと、凡例ということで◎が新規事業、さらに「地」、「独」、「施」とありますが、「地」が先程説明した地域支援事業で４つの区分に分かれるところである。それから「独」というのは広域連合が独自にやることになっている。「施」は介護保険の施設整備に関係してくるもので、資料７の第７章に掲載されている。基本的に独自と施設については、広域連合の事業ということで、人材等の確保、活用については、広域連合がやっていく。まずは広域連合でこの事業を進めて、今後、市の方でそれを受けてやっていくということになる。ただし計画上の中には、広域連合事業として載せていきたいと考えている。

委　員：広域連合が実施するものすべてを載せるのか。それとも豊川市に関係するものだけを載せるのか。

事務局：施設整備については、豊川市の事業者が豊橋市等、他の自治体に作ることは可能である。今、広域連合で考えているのは、広域連合８市町村のどこかで施設を作りますよという計画を考えているが、そこに各事業者が参加することは可能となる。どのような施設を作り、どのような事業をやるということで、点数をつけ評価をして決めていく。それを豊川市の計画にもこういう事業をやっていきますよということで掲載する。基本的にはご指摘の通りと考えていただいてよい。

委　員：28ページの表で、地①というのが、上の表の実施区分①を指しているということが分かりにくい。

委　員：現場ではどうなっているかということを少し説明すると、例えば、名古屋駅の周辺にはオフィスやそこで働く人材が集中している。なぜかと言うとオフィスがきれいで、通勤に便利、都会的な雰囲気が味わえる。そして給与面もまあまあで、福利厚生が確立されている。仕事が終わってから楽しめる。安全な職場でもある。そういうところだから人が集まる。では介護業界がどうかと言うと、今私が言ったことの裏返しに近いような状態。例えば、その中のひとつで言うと、名古屋周辺では給料がそんなに高くなくてもそこそこ人が集まる。介護の職場の給料の全国的な平均値を求めるとだいたいマイナス10万円。そんな現状で、いろいろな課題がありますが、この中で１つずつ取りかかって解決に結びつける。それともう一つは施設として努力していかなくてはならないことはたくさんあると感じており、自治体や広域連合にあれこれやってというのではなく、みんなでスクラムを組んで取り組む姿勢が大切である

委　員：表現の問題で、計画ということは「豊川市医師会へ取り組みを要請する」というのが行政サイドのスタンスだと考える。ちょっと戻りますが、一般介護予防事業が65歳以上となっているが、65歳から75歳は働いてもらう時代で、介護予防は75歳からくらいに考えてはどうか。

事務局：65歳以上の方を対象としていますが、65歳でまだ元気な方はご自分で自由にやっている。やはりここに集まってこられる方は、自分でなかなかできないのでということで集まっている。年齢は一般介護予防事業の対象者である65歳以上ということだが、元気な方はどんどん外に出てもらってやっていただければと考えている。

委　員：介護人材の問題はこれだけ不足してくると大きな問題ととらえているが、一番困っているのは早朝と夕方なので、その時間帯をカバーしてくれる年配の方がいると施設としてもかなり助かるのではないか。シルバー人材の方にカバーしていただけるような施策を市でも考えていただきたい。

会　長：このようなワークシェアの考え方について何かご意見あれば。

委　員：私のところでも、65歳までは本人の意志があれば働いてもらっている。それ以後も本人と面接をして労働意欲もある、人間的に信頼も置けるということであれば65歳過ぎても、何歳まででも条件さえ整えば採用している。やはりその方の経験値は非常に高いので、若い介護者の方もそういう方から学ぶことも多い。雇用する側からすると、パート扱いとしてできるので賃金や健康保険の面でも雇用する側として有利な立場が取れ、私の方はこれをさらに推進していくつもりである。

会　長：送迎や食事の世話、若い人たちとのつなぎ役ということであれば、そんなに専門的な介護技術がなくても生活支援のような介護はできるのではないか。

委　員：食事介助はきちんとした知識がないと、誤嚥性肺炎を起こしやすい。人材育成の研修や補助について、この計画の中に載ってくるのではないか。当方でも60歳を超えたとしても次の人がいないので、退職していただくわけにはいかない。65歳を超えても辞めてもらうわけにはいけないような状況が来るのではないか。５年先のことぐらいまで考えていかなければならないのが介護の現状ではないか。うちでは60歳を超えても上級嘱託ということで給料も今までと変えていない。それでも新しい人が入ってこないと、65歳になって辞めたいと言われたら困る。多分65歳でも新規で採用するし、スポットのパートでも採用する。また、２月ぐらいに、介護保険事業者で開催する老活講座を利用する方を対象に、今まで以上に豊川市の施設で働いてほしい仕事の内容や業種等を網羅したものを配布して、ここなら働けるかもというものを見つけてもらおうと考えている。運転手さんもあれば、木の剪定、夕方５時から８時ぐらいの見守りや食事介助等、その施設が必要としているところを載せて出したい。

委　員：資格は必要になるか。

委　員：資格は必要なものは少ない。ただし知識はあるに越したことはない。介護職員初任者研修を受けるとなると、受講料や多少試験もある。広域が受講料は補助しようという計画である。

委　員：いい制度はたくさんあるが、それを知らない人がいる。こういう制度があるということを末端まで知らせてほしい。

会　長：高齢者相談センターの認知度は他の市より高い。

４　その他

事務局：第４回の計画策定委員会は12月中旬を予定している。決まり次第、後日改めてお知らせする。資料は２週間ぐらい前に送付を予定している。まだ他にもご意見があれば８月末までに介護高齢課の方までＦＡＸ等でご連絡いただきたい。

会　長：本日の策定委員会はこれにて終了とする。